

## 相馬地方広域市町村圏組合火災予防条例施行規則

(平成15年10月31日相広圏規則第5号)

(目的)

第1条 この規則は、相馬地方広域市町村圏組合火災予防条例(昭和47年相広圏条例第2号。以下「条例」という。)第54条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(火を使用する設備の安全距離)

第2条 条例第3条第1項第1号(条例第5条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による火災予防上周囲の可燃物から保つ距離は、それぞれ次の各号の通りとする。

一 炉

ア 側方の可燃性の部分は、床面から炉の上部30センチメートル以上の部分まで防火構造以上の構造とし、25センチメートル以上はなすこと。ただし、小規模の炊事用、風呂用その他これらの類は、15センチメートルまで減ることができる。

イ 上方の可燃物から1.5メートル以上はなすこと。

二 ストープ

周囲の可燃物から、側方50センチメートル以上、上方は1.5メートル以上はなすこと。ただし、周囲を防火構造又はそれと同等以上の防火性能をもつ壁体又は設備とした場合は、側方の距離を30センチメートルまで減することができる。

三 乾燥設備

周囲の可燃物から、側方は50センチメートル以上、上方は1.5メートル以上はなすこと。ただし、周囲を防火構造又はそれと同等以上の防火性能をもつ壁体とした場合は、側方の距離を30センチメートルまで減することができる。

四 サウナ設備

電熱設備は、可燃物からの距離を、熱を放熱させる方向にあつては1メートル以上その他の方向にあつては50センチメートル以上はなすこと。ただし、軽量気泡コンクリート板、大谷石等を用い有効にしゃ熱措置を講じた側にあつては、その距離を3分の2まで減じた数値とすることができる。

第3条 条例第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定により、火気使用設備等の点検及び整備に係る必要な知識及び技能を有する者を、次のように指定する。

一 条例第3条第2項第3号(条例第3条の2第2項、第3条第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項、第8条の2第2項及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

(1) 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者  
(2) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許、又はボイラー整備士免許を有する者(条例第4条第2項、第8条第2項及び第8条の2第2項において第3条第2項第3号を準用する場合に限る。)

イ 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者の資格を有する者  
(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気工事士の資格を有する者

二 条例第11条第1項第9号(条例第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合をふくむ。)

に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

ウ 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者(自家用発電設備専門技術者)(条例第12条第2項及び第3項において第11条第1項第9号を準用する場合に限る。)

エ 社団法人日本蓄電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者(蓄電池設備整備資格者)(条例第13条第2項及び第4項において、第11条第1項第9号を準用する場合に限る。)

オ 社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者(ネオン工事技術者)(条例第14条第2項において、第11条第1項第9号を準用する場合に限る。)

三 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識および技能を有する者は、次に掲げる者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術者管理士資格者証の交付を受けた者(標識)

第4条 条例第8条の3第1項及び第3項、条例第11条第1項第5号及び第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項又は第17条第3号、第23条第2項及び同条第4項若しくは同条例第31条の2第1号、第33条第2項、第34条第5号、第44条第4号の規定による標識及び掲示板は、次表のとおりとする。

根拠条文	標識・掲示板の種類	規制事項			
		寸法		色別	
		幅センチメートル	長さセンチメートル	地	文字
第8条の3第1項及び第3項 第11条第1項第5号及び第3項 第12条第2項及び第3項 第13条第2項及び第4項	燃料電池発電設備 変電設備 発電設備 蓄電池設備 } である旨の標識	15以上	30以上	白	黒
第17条第3号	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入を禁止する旨の表示	30以上	60以上	赤	白
第23条第2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識	25以上	50以上	赤	白
第23条第4項	「喫煙所」と表示した標識	30以上	10以上	白	黒
第31条の2第1号 第33条第2項 第34条第5号	危険物 指定可燃物 } を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表した標識	30以上	60以上	白	黒

第31条の2第1号 第33条第2項 第34条第5号	危険物 指定可燃物 } の品名、最大 数量等を掲示した掲示板	30以上	60以上	(注)	
第44条第4号	定員表示板 満員札	30以上 50以上	25以上 25以上	白 赤	黒 白

(注) 危険物の規制に関する規則第18条第1項第3号及び第5号の例によること。

第5条 条例第39条の規定による消防用水の標識は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号、以下「施行規則」という。)第34条の2の規定を準用する。

(避雷設備の指定)

第6条 条例第16条の規定に基づく避雷設備(避雷針)は日本工業規格に適合するものでなければならない。

(喫煙、裸火の使用又は危険な物品の持込み禁止場所の指定)

第7条 条例第23条第1項の規定により、喫煙、裸火の使用又は危険な物品の持込み禁止場所を次のように指定する。

一 喫煙し、若しくは裸火を使用し又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台及び客席、ただし、喫煙にあつては、指定された喫煙設備のある場所及び屋外に設けられた客席を除く

イ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店(以下「キャバレー等」という。)の舞台

ウ 百貨店等及びその他の物品販売業を営む店舗で、売場床面積の合計が1000平方メートル以上のもの。ただし、喫煙にあつては、指定された喫煙設備のある場所を除く

エ 屋内展示場で公衆の出入りする展示部分

オ 映画スタジオ又はテレビスタジオで撮影の用に供される部分

カ 地下街の売り場及び展示部分

キ 自動車車庫又は駐車場で、次に該当するもの

(1) 駐車のために供する部分の床面積が地階又は2階以上の階にあつては、200平方メートル以上、1階にあつては500平方メートル以上、屋上部分にあつては、300平方メートル以上のもの

(2) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの

ク 地下街の売場及び地下道

ケ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲。ただし、当該場所において行われる伝統的行事、宗教的行事等、生活に必要な行為による場合は、この限りではない

二 危険物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場等(前号に掲げる場所を除く。)の公衆の出入りする部分

イ キャバレー等公衆の出入りする部分

ウ 車両の停車場及び船舶の発着場

三 防火対象物の部分を本来の用途以外に使用する場合は、当該部分の適用は使用する用途による。

(裸火等の使用承認申請)

第8条 条例23条第1項ただし書の規定による劇場等での喫煙所又は裸火の使用若しくは危険物品の持込みの承認申請は、第1号様式によって行わなければならない。

- 2 前項の申請書は2部とし、関係図面を添付するものとする。
- 3 消防署長又は分署長（以下「消防署長等」という。）は、第1項の申請があったときは、内容を審査するとともに実態を調査し、調査書（相馬地方広域市町村圏組合消防火災予防事務処理規程第12号様式）を作成し消防長に進達するものとする。
- 4 消防長は、調査結果に基づき火災予防上支障ないと認めるときは、承認申請書に承認済印を押印し消防署長等を経由し予防関係送達簿により関係者に交付するものとする。

（火災予防上必要があると認める防火対象物の指定）

第9条 消防法施行令（昭和36年政令第37号、以下「令」という。）第35条第1項第2号及び第36条第2項第2号の規定により、火災予防上必要があると認める防火対象物を次のように指定する。

- 一 令第35条第1項第2号の規程により消防長が指定する防火対象物は、令別表第1に掲げる防火対象物のうち、(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項で延べ面積が300平方メートル以上のものとする。
- 二 令第36条第2号の規定により消防長が指定する防火対象物は、令別表第1に掲げる防火対象物のうち、第1に掲げるもので延べ面積が1000平方メートル以上のものとする。

（防火対象物の使用開始届書）

第10条 条例第48条の規定による防火対象物の使用開始の届出は、第2号様式の届出書によって行わなければならない。

（火を使用する設備等の設置又は廃止の届出書）

第11条 条例第49条各号に規定する届出は、次の届出書によって行わなければならない。

- 一 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機の設置については、第3号様式とする。
- 二 燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備等の設置については、第4号様式とする。
- 三 ネオン管灯設備の設置については、第5号様式とする。
- 四 水素ガス充てん気球の設置については、第6号様式とする。

2 前項の設備の廃止届出は、第7号様式の届出書によって行わなければならない。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出書）

第12条 条例第50条に規定する届出は、次の届出書によって行わなければならない。ただし、第1号の行為については、口頭若しくは電話等による連絡をすることができる。

- 一 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為については、第8号様式とする。
- 二 煙火打上げ又は仕掛けについては、第9号様式とする。
- 三 催物開催については、第10号様式とする。
- 四 水道断水又は減水については、第11号様式とする。
- 五 道路工事については、第12号様式とする。

（指定洞道等の届出）

第13条 条例第50条の2の規定による指定洞道等の届出は、第13号様式とする。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出書）

第14条 条例第51条の規定による指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届出は、第14号様式の届出書によって行わなければならない。また、数量、類別、品名を変更する場合も同様とする。

2 前項の貯蔵又は取扱いの廃止届出は、第15号様式によって行うものとする。

（タンク検査の申請）

第15条 条例第52条の規定により、タンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、第16号様式の申請書によって申請しなければならない。

2 消防長は、前項の申請により検査を行った結果、条例第31条の4第1号、第31条の5第4号及

び第31条の6第2号にそれぞれ定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該申請者に第17号様式（正・副）タンク検査済証を交付するものとする。

（火を使用する設備等の完成検査の申請）

第16条 条例第53条の規定により完成検査を受けようとする者は、条例第49条及び第52条の届出書とともに第18号様式の申請書によって申請しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により書類審査及び現地調査を行い、火を使用する設備等にあつては条例第3条から第14条まで、少量危険物を貯蔵し又は取り扱うものにあつては第31条から第31条の9まで、指定可燃物を貯蔵し又は取り扱うものにあつては第33条及び第34条にそれぞれ定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該申請者に第19号様式の完成検査済証を交付するものとする。

（空地の指定）

第17条 条例第24条の規定による空地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 市街地内にある空地で当該空地の枯草等の燃焼の際、建築物又は工作物等に延焼拡大のおそれのある空地

二 その他、消防署長等の指定する空地

（市町村長が定める防火対象物に係る点検事項）

第18条 施行規則第4条の2の6第1項第9号及び第4条の2の8第1項第4号に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第3章第1節に規定する火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（条例第11条から第17条までに規定するものを除く。）に適合していること。

二 条例第3章第2節に規定する火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生するおそれのある器具の取扱いの基準に適合していること。

三 条例第23条に規定する火の使用に関する制限を遵守していること。

四 条例第26条に規定するがん具、煙火の貯蔵等に関する基準に適合していること。

五 条例第4章第1節に規定する指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に適合していること。

六 条例第4章第2節に規定する指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に適合していること。

2 前項に規定する基準に係る法第8条の2の2第1項の規定による点検は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める点検表により実施するものとする。

一 前項第1号から第4号までに規定する事項については、第20号様式とする。

二 前項第5号に規定する事項については、第21号様式とする。

三 前項第6号に規定する事項については、第22号様式とする。

3 法第8条の2の2第1項の規定による報告は、施行規則第4条の2の4第3項に規定する報告書に前項の点検表を添付して行うものとする。

（委任）

第19条 この規則に定めるほか、条例の運用に必要な事項は、消防長が別に定めることができる。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 相馬地方広域市町村圏組合火災予防条例施行規則（昭和50年相広圏規則第2号）は、廃止する。

附 則（平成18年相広圏規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第8条関係)

喫 煙 所  
裸 火 使 用 の 解 除 申 請 書  
危 険 物 品 の 持 込

		年 月 日
相馬地方広域消防本部 消防長 様		
申請者 住 所		
氏 名		
相馬地方広域市町村圏組合火災予防条例第23条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので下記により申請します。		
防火対象物	所在地	電話 番
	名称	
解除を受けようとする場所	階	
	階の用途	
	場所の用途	
	内部仕上	
解除を受けようとする行為	種類	裸火使用 ・ 喫煙 ・ 危険物品持込み
	期間	年 月 日 から 年 月 日
	理由	
	内容	
火災予防上講じた措置		
消防用設備等の概要		
受 付 欄		経 過 欄

備考

1. この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印の欄は、記入しないこと。
3. 申請書は、2部提出すること。
4. 解除の承認を受けようとする場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。

第2号様式の1(第10条関係)

防火対象物使用開始届出書

平成 年 月 日					
相馬地方広域消防本部					
消防長 様					
届出者住所				(電話 番)	
氏名					
所在地		電話 番			
名称		主要用途			
建築確認年月日		建築確認番号		第 号	
消防同意年月日		消防同意番号		第 号	
工事着工 年 月 日		工事完了(予定) 年 月 日		使用開始(予定) 年 月 日	
他の法令による 許 認 可					
敷地面積		建築面積		延面積	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
従業員数		人		公開時間又は 従業員時間	
屋外消火栓、 動力消防ポン プ、消防水の 概要					
その他の 必要な事項					
受付欄			経過欄		

防火対象物棟別概要(第号)	用途			構造				
	種別 階別	床面積 m <sup>2</sup>	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 同一敷地内に 2 以上の棟がある場合には、棟ごとに「第 2 号様式の 2 防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に 2 以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 印の欄は、記入しないこと。
- 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書(消火器具、避難器具等の配置図を含む。)を添付すること。



第2号様式の2（第10条関係）

防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途		構 造					
	種 別	床面積 m <sup>2</sup>	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防 用設備等 の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
	階 別							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途		構 造					
	種 別	床面積 m <sup>2</sup>	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防 用設備等 の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
	階 別							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

第3号様式(第11条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー  
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備  
ヒートポンプ冷暖房機  
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

相馬地方広域消防本部 消防長 様						平成 年 月 日	
届出者				住所		(電話 番)	
				氏名			
防火 対象 物	所在地	電話 番					
	名称			主要用途			
設置 場所	用途		床面積	m <sup>2</sup>	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等		
	構造		階層				
届 出 設 備	設備の種類						
	着工(予定)年月日				竣工(予定)年月日		
	設備の概要						
	使用する 燃料・熱源 ・加工液		種類		使用量		
	安全装置						
取扱責任者の職氏名							
工事 施工 者	住所	電話 番					
	氏名						
受付欄				経過欄			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては「屋外」と記入すること。
- 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 印の欄は記入しないこと。
- 当該設備の設計図書を添付すること。

第4号様式(第11条関係)

燃料電池発電設備  
 発電設備  
 変電設備  
 蓄電池設備  
 設置届出書

年 月 日					
相馬地方広域消防本部 消防長 様					
届出者		住所		(電話 番)	
氏名					
防火 対象 物	所在地	電話 番			
	名称	用途			
設 場 置 所	構造	場所	床 面 積		
			屋内( 階)、屋外	m <sup>2</sup>	
	消防用設備又は特 殊消防用設備等	不燃区画	有・無	換気設備	有・無
届 出 設 備	電圧	V	全出力又は定格 容量	KW AH・ℓ	
	着工(予定) 年 月 日			竣工(予定) 年 月 日	
	設 置 の 概 要	種 別	キュービクル式( 屋内・屋外 ) ・その他		
主任技術者氏名					
工 事 施 工 者	住所	電話 番			
	氏名				
受 付 欄			経 過 欄		

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電設備にあっては定格容量を記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 印の欄は記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

第5号様式(第11条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

				年 月 日
相馬地方広域消防本部 消防長 様				
届出者		住所	(電話 番)	
		氏名		
防火対象物	所在地	電話 番		
	名称	用途		
届出設備	設備容量			
	着工(予定) 年 月 日	竣工(予定) 年 月 日		
	設備の概要			
工事施工者	住所	電話 番		
	氏名			
受付欄		経過欄		

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 3 印欄は、記入しないこと。

第6号様式(第11条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日						
相馬地方広域消防本部 消防長 様						
届出者			住所		(電話 番)	
氏 名						
設 置 請 負 者	住 所		電 話 番			
	氏 名					
看 視 人 氏 名						他 名
設置期間	掲 揚		自 至			
	け い 留		自 至			
設 置 目 的						
設置場所	地名・番地				用途	
	地上又は 屋上の別				立入禁止 の方法	
充てん又は作業の方法			日 時			場 所
			方 法			ガ ス 置 場
構	気 球 型			直 径	材 質	
				体 積	厚 さ	
掲 揚 網		材 質			太 さ	
造	電 飾	電球の定格電圧		灯 数	配 線 方 式	
		電 線 の 種 類				直 列 ・ 並 列
電 線 の 種 類				断 面 積		
総 重 量						
支 持 方 法	掲 揚				そ の 他 必 要 事 項	
	け い 留					
受 付 欄				経 過 欄		

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 印欄は、記入しないこと。
- 3 設置場所付近の見取り図、気球の見取り図及び電飾の配線図(電線を付設するものに限る。)を添付すること。

第7号様式(第11条関係)

廃止届出書

		年 月 日
相馬地方広域消防本部		
消防長 様		
申請者 住所 氏名		
設置者	住所	
	氏名	
設備名		
設置場所		
廃止設備等		
廃止年月日		
廃止理由		
残存物の状況		
受付欄		経過欄

備考

- 1 届出者が法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること
- 2 印の欄は、記入しないこと

第8号様式(第12条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為の届出書

年 月 日	
相馬地方広域消防本部 消防長 様	
届出者 住所 (電話 番)	
氏 名	
発 生 予 定 日 時	自 至
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
受 付 欄	経 過 欄

備考

- 1 届出者が法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること
- 2 印の欄は、記入しないこと。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。

第9号様式（第12条関係）

煙火仕掛け届出書  
打 上 げ

年 月 日	
相馬地方広域消防本部 消防長 様	
届出者 住 所 (電話 番)	
氏 名	
打 上 げ 仕 掛 け 予 定 日 時	自 至
打上げ 仕 掛 け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打上げ、仕掛けに直接 従事する責任者の氏名	
受 付 欄	経 過 欄

備考

- 1 届出者が法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること
- 2 印の欄は、記入しないこと。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。



第 10 号様式(第 12 条関係)

催 物 開 催 届 出 書

年 月 日			
相馬地方広域消防本部 消防長 様			
届出者 住 所			(電話 番)
氏 名			
防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称	本 来 の 用 途	
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造
		m <sup>2</sup>	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使 用 目 的			
使 用 期 間		開 催 時 間	
収 容 人 員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名
防 火 管 理 者 氏 名			
そ の 他 必 要 な 事 項			
受 付 欄		経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

第 11 号様式(第 1 2 条関係)

水 道 断 減 水 届 出 書

年 月 日	
相馬地方広域消防本部 消防長 様	
届出者 住 所	
(電話 番)	
氏 名	
断 減 水 予 定 日 時	自 至
断 減 水 区 域	
工 事 場 所	
理 由	
現 場 責 任 者 氏 名	
受 付 欄	経 過 欄

備考

- 1 届出者が法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること
- 2 印の欄は、記入しないこと。
- 3 断、減水区域の略図を添付すること。

第12号様式(第12条関係)

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日	
相馬地方広域消防本部 消防長 様	
届出者 住 所	
(電話 番)	
氏 名	
工 事 予 定 日 時	自 至
路 線 及 び 箇 所	
工 事 内 容	
現 場 責 任 者 氏 名	
受 付 欄	経 過 欄

備考

- 1 届出者が法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること
- 2 印の欄は、記入しないこと。
- 3 工事施工区域の略図を添付すること。

第13号様式（第13条関係）

指定洞道等届出書（新規・変更）

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>相馬地方広域消防本部 消防長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 事業所名 所在地 (電話 )</p> <p style="text-align: center;">代表者名</p>		
設置者	法人の名称	
	代表者名	
洞道等の名称		
設置場所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要事項		
受 付 欄		経 過 欄

備考

- 1 印の欄は、記入しないこと。
- 2 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

第14号様式(第14条関係)

少量危険物貯蔵届出書  
 指定可燃物取扱い

年 月 日				
相馬地方広域消防本部 消防長 様				
届出者 住所			(電話 番)	
氏 名				
貯蔵又は取扱いの 場 所	所在地			
	名 称			
類、品名及び 最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
貯蔵又は取扱方法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場所の 位置、構造及び設置 の 概 要				
消防用設備等又は特殊消 防用設備等の概要				
貯蔵又は取扱いの開 始予定期日又は期間				
その他必要な事項				
受 付 欄			経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること
- 3 印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵取扱いの場所の見取図を添付すること。

第 15 号様式(第 14 条関係)

少 量 危 険 物 貯 蔵 廃 止 届 出 書  
指 定 可 燃 物 取 扱 い

年 月 日				
相馬地方広域消防本部 消防長 様				
届出者 住 所			(電話 番)	
氏 名				
貯蔵又は取扱いの 場 所	所在地			
	名 称			
類、品名及び 最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
貯蔵又は取扱方法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場所の 位置、構造及び設置 の 概 要				
消防用設備等又は特殊消 防用設備等の概要				
廃 止 年 月 日				
年 月 日				
廃 止 理 由				
受 付 欄			経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること
- 3 印の欄は、記入しないこと。

第16号様式(第15条関係)

少量危険物  
指定可燃物 タンク検査申請書

年 月 日				
相馬地方広域消防本部 消防長 様				
届出者 住所			(電話 番)	
氏 名				
設置者	住 所			
	氏 名			
設 置 場 所				
タンク構造	形 状			
	寸 法	mm	容 量	L
	材質記号及び板圧			
タンクの最大常用圧力				k p a
検 査 希 望 年 月 日				
検 査 種 別			水 張 検 査 ・ 水 圧 検 査	
タンクの製造者及び製造年月日				
他法令の適用の有無		高圧ガス取締法		労働安全衛生法
受 付 欄		経 過 欄		手 数 料 欄

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること
- 2 タンクの構造図書を2部提出すること。
- 3 印の欄は、記入しないこと。

第17号様式(第15条関係)

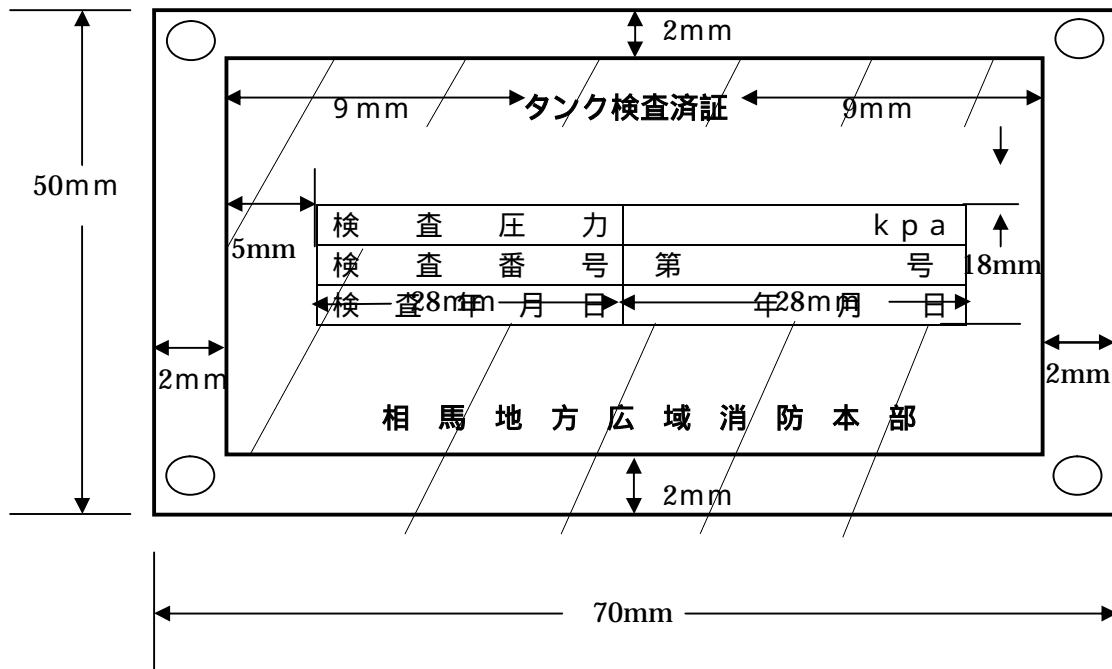
正

タンク検査済証

水張又は水圧 検査の別				
検査圧力		kpa		
タンク の 構 造	形状		容量	L
	寸法	mm		
	材質記号 及び板圧			
製造者及び 製造年月日				
タンク検査番号 第            号          <div style="text-align: right;">                     年    月    日                 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     相馬地方広域消防本部                      消防長                 </div>				



副



備考 1 このタンク検査済証の文字の大きさは、次のとおりとする。

- (1) 「タンク検査済証」の文字の大きさは、6ミリメートル平方とし、文字と文字の間には1ミリメートルの間隔をとること。
- (2) 「検査年月日」、「検査圧力」、「検査番号」及び「年月日」の1文字の大きさは2.5ミリメートル平方とすること。
- (3) 検査行政庁の1文字の大きさは、5ミリメートル平方とすること。

2 この図中、斜線部分以外の部分及び斜線部分内の文字は、浮上とし、その色は真ちゅう地色とすること。

3 斜線部分以外の部分の文字及び間線は掘り下げとし、その色は黒色とすること。

第 18 号様式(第 16 条関係)

火を使用する設備等  
少量危険物完成検査申請書  
指定可燃物

年 月 日		
相馬地方広域消防本部 消防長 様		
申請者 住 所  氏 名		
設 置 者	住 所	電 話 番
	氏 名	
設 置 場 所		
施 設 等 種 別		
施 設 等 概 要		
備 考		
受 付 欄	経 過 欄	手 数 料 欄

備考

- 1 届出者が法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること
- 2 貯蔵又は取扱い場所の見取図、並びに当該設備の設計図書を添付すること。
- 3 施設等種別欄には、鉄鋼溶融炉、暖房用熱風炉、多衆調理用かまど等と記入すること。
- 4 印の欄は、記入しないこと。

第19号様式(第16条関係)

完 成 検 査 済 証

区 分	火を使用する設備等・少量危険物・指定可燃物	
設置者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
施 設 等 種 別		
備 考		
完成検査番号	第	号
	年	月 日
	相馬地方広域消防本部	
	消防長	

第20号様式(第18条関係)

点 検 項 目			点 検 結 果		状況及び措置内容
			判 定	不 備 内 容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置	適		
			否		
		設備の管理	適		
			否		
	器具を使用する等	器具の取扱い	適		
			否		
	火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	適		
			否		
		が ん 具 用 煙 火 の 制 限	適		
			否		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第 2 1 号様式 ( 第 1 8 条関係 )

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	貯 蔵 又 は 取 扱 い 数 量	適			
		否			
	火 気 の 使 用 制 限	適			
		否			
	漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止	適			
		否			
	容 器	適			
		否			
	少 量 危 険 物	計 器 類 に 関 す る 監 視	適		
			否		
		タ ン ク 本 体	適		
			否		
配 管		適			
		否			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第22号様式(第18条関係)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可 燃 性 液 体 類 等	火気の使用制限	適		
			否		
		漏れ・あふれ又は飛散の防止	適		
			否		
		容 器	適		
			否		
		計器類に関する監視	適		
			否		
	タンク本体	適			
		否			
	配 管	適			
		否			
	綿 花 類 等	火気の使用制限	適		
			否		
集 積 単 位		適			
		否			
計器類に関する監視		適			
〔廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合〕		否			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。